



## 私のまちの消防団

牛久市消防団では、  
団員を募集しています！  
詳しくは交通防災課まで  
問 交通防災課 ☎内線1682、1683

私たち第9分団は、5つの行政区を持ち区とし、団員のほとんどが地元に住みながら活動しています。また、団員はいつも明るく、行動力があり、いざという時にみんなで支え合う団結力のある分団です。

主な活動は、牛久市消防団の定期的な消火送水訓練や地域の防火水槽の点検、ポンプ車の点検、行政区の防災訓練、火災の発生しやすい時期に火災予防を呼びかける夜回り活動などです。今後は、今までの訓練の積み重ねを活かし、自分た



### 牛久市消防団第9(猪子)分団

団員数：15人 平均年齢：43歳  
分団長：飛田 昭充 部長：磯崎 忍



動に取り組んでいきたいと思えます。もし、地域の防火・防災力向上に興味があれば、私たちとともに活動しましょう！

ちの地域だけではなく、牛久市全体の防火・防災力向上にも貢献できるよう取り組んでいきます。そのためにも、団員数を増やし、防火・防災に関する知識・技術の向上を目指し、日々の活

## 消費生活の窓

ご相談は牛久市消費生活センターへ  
相談日 月～金曜日  
(午前9時～午後4時)  
問 牛久市消費生活センター  
☎830-8802

### 契約するときのチェックリスト



#### ◆対象商品・サービス

- 商品・サービスの内容は明確になっていますか？
- その商品・サービスは本当に必要ですか？

#### ◆代金

- 代金はいくらですか？商品・サービスの価値と見合っていますか？
- 分割払いの場合、支払総額はいくらになりますか？払っていただけますか？

#### ◆相手方

- 信頼できる事業者ですか？
- 本当にその業者でいいですか？他の事業者と比べてみましたか？

#### ◆契約書

- 口頭で約束した内容が書かれていますか？
- あなたにとって一方的に不利益になることが書かれていませんか？



「契約をしたが心配になった」「解約したい」などの相談が多数センターに寄せられています。一旦契約をしてしまうと、クーリングオフ制度が適用される場合を除いて一方の事情だけの解約は困難です。内容をよく理解して契約しましょう。

契約に際してのトラブルや不安を感じた場合には消費生活センターにご相談ください。